

鳥取県告示第 143 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成 20 年 3 月 11 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 (1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

大山町

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(3) 土砂災害警戒区域の名称

大山寺谷川（Ⅰ-2-27-33-1）、大山谷川（Ⅰ-2-27-33-2）、水穴川（Ⅰ-2-25-33-3）、門野川（Ⅰ-2-25-33-4）、岡ノ谷川（Ⅰ-2-25-33-5）、妻木川（Ⅰ-2-32-33-6）、富岡谷（Ⅰ-2-32-33-7）、種原二（Ⅰ-2-25-33-8）、種原一（Ⅰ-2-25-33-9）、飯戸二（Ⅰ-2-25-33-10）、大谷川（Ⅰ-2-30-34-1）、三坂（Ⅱ-2-25-33-1）、飯戸一（Ⅱ-2-25-33-2）、川手川（Ⅱ-2-25-34-1）

(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおり。

2 (1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

大山町

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(3) 土砂災害警戒区域の名称

別所地区（Ⅰ-954）、香取地区（Ⅰ-955）、中門院谷地区（Ⅰ-956）、立の坂下地区（Ⅰ-957）、滝坂の下地区（Ⅰ-958）、飯戸下地区（Ⅰ-959）、豊成地区（Ⅰ-960）、豊成 2 地区（Ⅰ-961）、倉谷地区（Ⅰ-962）、小竹東地区（Ⅰ-963）、小竹西地区（Ⅰ-964）、下坪地区（Ⅰ-965）、御来屋東地区（Ⅰ-966）、下坪田地区（Ⅰ-969）、門前地区（Ⅰ-970）、梶原地区（Ⅰ-971）、東谷地区（Ⅰ-972）、梶原 2 地区（Ⅰ-973）、旧奈和 2 地区（Ⅰ-974）、旧奈和地区（Ⅰ-975）、押平地区（Ⅰ-977）、福田地区（Ⅰ-978）、八重下地区（Ⅰ-979）、八重上地区（Ⅰ-980）、束積地区（Ⅰ-981）、高橋地区（Ⅰ-983）、殿河内地区（Ⅰ-984）、庄田地区（Ⅰ-985）、松河原地区（Ⅰ-986）、旧奈和 3 地区（Ⅰ-1172）、妻木地区（Ⅰ-1460）、一ノ谷地区（Ⅰ-1461）、種原地区（Ⅰ-1462）、大山地区（Ⅰ-1463）、大雀地区（Ⅰ-1464）、羽田井地区（Ⅰ-1465）、樋谷地区（Ⅰ-1466）、高橋地区（Ⅰ-1467）、退休寺地区（Ⅰ-1468）、関見地区（Ⅰ-1469）、下市地区（Ⅰ-1470）、西坪地区（Ⅰ-人工 41）、羽田井地区（Ⅰ-人工 42）、下市地区（Ⅰ-人工 43）、平田地区（Ⅱ-3026）、長田地区（Ⅱ-3027）、長田 2 地区（Ⅱ-3028）、佐摩地区（Ⅱ-3029）、原地区（Ⅱ-3030）、原 2 地区（Ⅱ-3031）、宮内地区（Ⅱ-3032）、一ノ谷 2 地区（Ⅱ-3033）、一ノ谷 3 地区（Ⅱ-3034）、大谷地区（Ⅱ-3035）、大山 2 地区（Ⅱ-3037）、大山 3 地区（Ⅱ-3038）、御来屋地区（Ⅱ-3039）、坪田一区地区（Ⅱ-3040）、坪田二区 2 地区（Ⅱ-3041）、豊成 3 地区（Ⅱ-3042）、豊成 4 地区（Ⅱ-3043）、豊成 5 地区（Ⅱ-3044）、梶原 3 地区（Ⅱ-3045）、豊成 6 地区（Ⅱ-3046）、文殊領地区（Ⅱ-3048）、旧奈和 4 地区（Ⅱ-3049）、加茂 3 地区（Ⅱ-3051）、神田地区（Ⅱ-3052）、加茂 4 地区（Ⅱ-3053）、加茂 5 地区（Ⅱ-3054）、高田地区（Ⅱ-3055）、羽田井 2 地区（Ⅱ-3056）、退休寺 2 地区（Ⅱ-3057）、下市 2 地区（Ⅱ-3058）、束積 2 地区（Ⅱ-3060）、束積 3 地区（Ⅱ-3061）、退休寺 3 地区（Ⅱ-3062）、高橋 3 地区（Ⅱ-3063）、二本松地区（Ⅱ-3065）、林ノ峰 2 地区（Ⅱ-3067）、林ノ峰 4 地区（Ⅱ-3069）、庄田 2 地区（Ⅱ-3072）、二本松 9 地区（Ⅱ-3073）、樋谷 2 地区（Ⅱ-3074）、羽田井 3 地区（Ⅱ-3075）、羽田井 4 地区（Ⅱ-3076）、羽田井 6 地区（Ⅱ-3078）、二本松 4 地区（Ⅱ-3079）、二本松 5 地区（Ⅱ-3080）、二本松 7 地区（Ⅱ-3082）、下甲地

区（Ⅱ－3084）

（4）土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおり。

（「次の図」は省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び西部総合事務所県土整備局並びに大山町役場に備え置いて縦覧に供する。）